

1. 職員室でのコピー

職員室において、教育雑誌や新聞紙などからコピーを取って自ら読んだり、職員室にいる他の教員に配るといふことが行われる場合があるかと思いますが、法的には問題なしとはしません。

著作権法第30条の規定では、私的使用の目的のための複製は許容されていますが、ここで私的使用目的と言い得るためには、「個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内」における使用目的でなければなりません。

つまり、プライベートな立場で、あるいは個人的に極めて強い結合関係がある人的範囲内での使用目的である必要があります。したがって、職務遂行のため、又は職員室にいる教職員に配布するような場合には、私的使用の範囲を超えていると解され、法的には権利者の許諾を得る必要があると考えられます。

しかし、実際には、許諾を得ることなく、私的使用の範囲を超えて複写が行われている状況にあると推察されます。